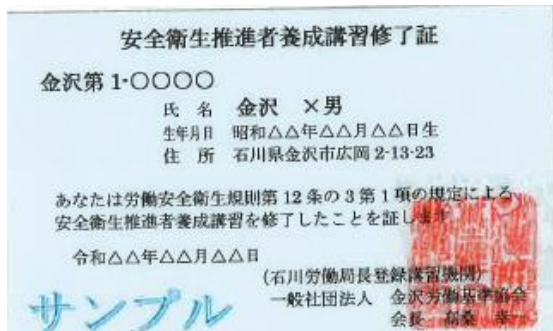


【安全衛生推進者講習会について】

常時10人以上50人未満の労働者を使用する工業的業種の事業場では、「安全衛生推進者」を選任する必要があります。

安全衛生推進者は、選任された事業場において、危険健康障害防止措置、安全衛生教育、健康診断の実施、労働災害の原因調査と再発防止対策そのほか、労働災害を防止するため必要な業務を行います。

この講習は、労働安全衛生法第12条の2及び労働安全衛生規則第12条の3に規定されている講習です。講習を受講された方には、修了証を交付します。



労働安全衛生第12条の2（安全衛生推進者等）の要旨

- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する工業的業種の事業場では、「安全衛生推進者」を選任する必要があります。
- 次の1号と2号の業種が安全衛生推進者、3号が衛生推進者の選任業種です。
 - 1号業種 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
 - 2号業種 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
 - 3号業種 その他の業種
- 安全衛生推進者は、選任された事業場において、次の事項を担当します。
 - 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 5 そのほか、労働災害を防止するため必要な業務
- 安全衛生推進者は、都道府県労働局長登録講習修了者等のうちから、労働者数が10名以上になった日から14日以内に選任する必要があります。
- その事業場に専属の者を選任する必要があります。労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等から選任するときは、委嘱でも構いません。
- 安全衛生推進者の氏名を労働者に周知するため、事業場の見やすい場所などに掲示する必要があります。
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第135号）に基づく講習です。

安全衛生推進者の職務

1. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
2. 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
3. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
4. 安全衛生教育に関すること。
5. 異常な事態における応急措置に関すること。
6. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

安全衛生推進者
氏名

受講料（税込、テキスト含む）

会員 11,330円/人

一般 13,530円/人

講習カリキュラム

1日目

時 間	科 目
10:00～12:00 (2時間)	安全管理 (安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因の調査と再発防止対策)
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～14:00 (1時間)	健康の保持増進 (健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育)
14:00～14:10	休憩
14:10～16:10 (2時間)	作業環境管理及び作業管理 (作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具)

2日目

時 間	科 目
10:00～12:00 (2時間)	安全衛生関係法令 (労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項)
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～15:00 (2時間)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
15:00～15:10	休憩
15:10～16:10 (1時間)	安全衛生教育 (安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知)

（安全衛生推進者養成講習の講習科目の範囲及び時間）告示

第一条 安全衛生推進者養成講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

講習科目	範囲	時間
安全管理	安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因の調査と再発防止対策	2時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具	2時間
健康の保持増進対策	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1時間
安全衛生教育	安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知	1時間
安全衛生関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	2時間